

(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)

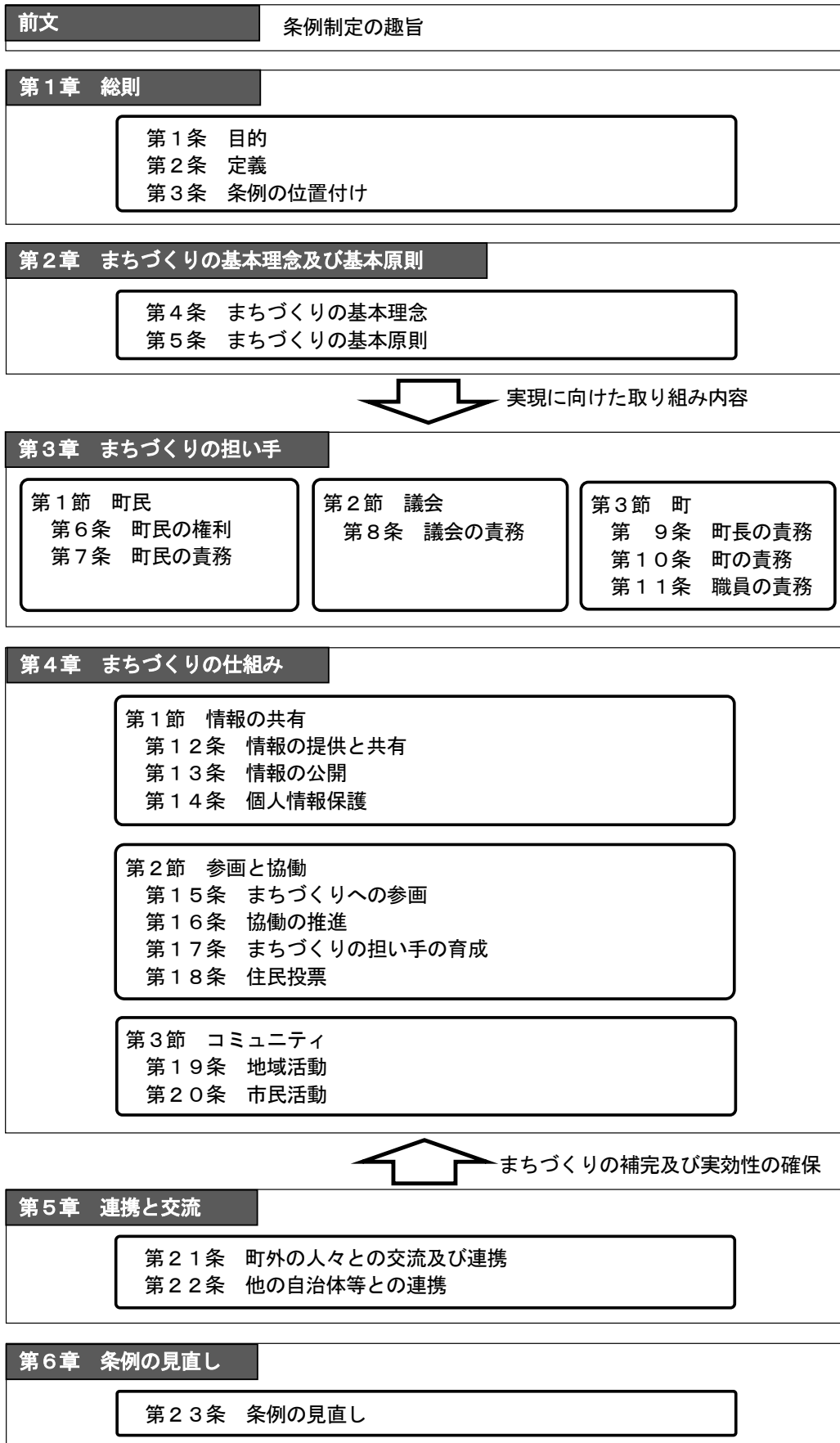
加美町まちづくり基本条例策定委員会

平成27年10月

目 次

1 条例素案(案)の構成	2
2 条例素案(案)	
前文	3
第1章 総則(第1条-第3条)	4
第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則(第4条・第5条)	6
第3章 まちづくりの担い手	
第1節 町民(第6条・第7条)	7
第2節 議会(第8条)	8
第3節 町(第9条-第11条)	8
第4章 まちづくりの仕組み	
第1節 情報の共有(第12条-第14条)	10
第2節 参画と協働(第15条-第18条)	11
第3節 コミュニティ(第19条・第20条)	12
第5章 連携と交流(第21条・第22条)	14
第6章 条例の見直し(第23条)	14
附則	14
3 条例の検討経過	15

1 条例素案(案)の構成



2 条例素案(案)

前文

夢 海をめざし
愛 ふるさとに帰る
鮎の凜烈
川よ語れ

町民憲章に掲げられたこの詩のように、私たちは、輝かしく充実感に満ちた人生となることと、若者が大きな夢と希望を持って社会に羽ばたき、やがて成長して加美町の未来を担う後継者となることを願うものです。

私たちの加美町は、船形山、薬菜山、鳴瀬川をはじめとする豊かな自然に恵まれています。しかし、長い歴史の中において、それらは時として脅威となることもありました。私たちは、その脅威を克服するため、また、安心して暮らし、なりわいが営まれるよう、人と人のつながりを大切に、支え合い、そして、独自の文化を育んできました。

人々が集い、そこで人と人がつながり、よりよいまちづくりへ向けて生まれた志の連鎖は大きな力を生み、私たちにとって住みよいまちをつくります。

そのために、自らが暮らす地域のことを知り、今、私たちができることを考え、力を合わせてまちづくりを進めていかなければなりません。

そんなまちづくりを進めていくための基本的な決まりとして、この条例を制定します。

【解説】

- ・この条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民、町、議会の責務、まちづくりの仕組みなどを定めた、まちづくりの基本となるルールです。
- ・前文では、条例を制定する趣旨等について示しています。
- ・上段の詩は、町民憲章の後段の部分であり、加美町を貫流し、町民にとって母なる川である鳴瀬川・田川と、そこに生息し、町魚ともなっている鮎を町のシンボルとして謳っています。鮎は秋にふ化して大海に向かい、やがてたくましく成長して再び故郷の川に戻ってくる魚で、銀鱗を輝かせて遊泳するその姿は美しく、力強く、生命力にあふれています。その鮎の凜烈（りりしく、勇ましい姿）な生涯に町民の一生を象徴し、鮎のように清らかで、充実した人生を送ることをみんなの願いとしたものです。

【町民の意見等(一部)】

- ・他に誇れる町民憲章がある。
- ・前向きで発展的な文言を入れる。
- ・メッセージ性を強める。
- ・住民は、厳しい気候風土の中で暮らしてきた。この町で暮らしていくためには、地域の人たちが手を携えていかなければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりにおける町民の権利と責務、町と議会の責務を明らかにし、参画と協働による町民主体のまちづくりを推進することにより、町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちをつくることを目的とします。

【解説】

- ・この条例を制定する目的を定めています。
- ・この条例は、まちづくりの基本理念と基本原則、まちづくりの担い手の責務等とまちづくりの仕組み等を定めることで、目指すべきまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営み、及び活動する法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 自分たちのまちが住みよく、安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。
- (4) 参画 まちづくりにおける計画の立案段階から主体的に加わることをいいます。
- (5) 協働 町民、町及び議会が、お互いに理解し、得意分野を活かして共に考え、協力しながら共通の目的達成のために共に取り組むことをいいます。

【解説】

- ・この条例で使われている用語のうち、この条例の解釈にあたり、明確にしておかなければならない用語について定義付けをしています。
- ・「町民」については、まちづくりを進めていく上で、加美町に住んでいる人だけではなく、加美町に通勤、通学している人や事業者・団体等の参加も必要であると考えられることから幅広く定義しています。
- ・「町」については、加美町の執行機関をいい、地方自治法上、普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置くとされています。
- ・「まちづくり」については、町が担う町政と町民が主体的に取り組む公共的活動を含みます。
- ・「参画」については、まちづくりにただ参加するだけでなく、計画の立案段階から積極的に参加し、まちづくりに町民の意見が反映されることをいいます。
- ・「協働」については、町民、町及び議会が、お互いを理解し、パートナーとして手を取り合うことです。

【町民の意見等(一部)】

- ・町民が理解できるように用語の定義について説明が必要。
- ・「協働」という言葉をよく使うが、協働とは何かの説明が必要。
- ・「まちづくり」、「参画」とは何かの説明が必要。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、町民、町及び議会は、この条例を最大限に尊重します。

【解説】

- ・この条例は、本町のまちづくりにおける最高規範であることを定めています。
- ・条例間に上下関係はありませんが、この条例は、本町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであるため、町民、町及び議会は、この条例を最大限に尊重します。

【町民の意見等(一部)】

- ・この条例が最高規範性を持つ。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民、町及び議会は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりに取り組みます。

- (1) 町民が主体のまちづくり
- (2) 町民が加美町に関心を持つまちづくり
- (3) 人とのつながりを大切にし、支え合うまちづくり

【解説】

- ・町民が住みよく、安心して暮らせる持続可能なまちをつくるため、まちづくりの基本的な考え方について定めています。
- ・前文に掲げるまちづくりの基本的な考えを、町民主体、関心を持つ、つながり・支え合いに整理しました。

【町民の意見等(一部)】

- ・この町に暮らす者が主体にならない。
- ・町民の中でもまちづくりへの関心に温度差がある。
- ・まちづくりへの参加が少ないのは地域のことを知らないから。地域や歴史等を知ること、愛着などが生まれ、若者もまちづくりに参加するようになるのではないか。
- ・地域で求められているのは、行政区、班、近所付き合いといった昔からあるコミュニティ内での助け合い。

(まちづくりの基本原則)

第5条 町民、町及び議会は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則 町民、町及び議会は、お互いに情報を提供し共有します。
- (2) 参画の原則 町及び議会は、町民の参画を基本としてまちづくりを推進します。
- (3) 協働の原則 町民、町及び議会は、協働によるまちづくりを推進します。

【解説】

- ・まちづくりを進めるための基本原則として、情報共有、参画、協働の3つの原則について定めています。
- ・これらの原則に基づき、まちづくりの仕組みについて定めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・まちづくりの目標を共有し、互いの役割を認識して行動する。
- ・町民と町で情報を共有する。
- ・町民、町、議会が協働する。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民

(町民の権利)

第6条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利があります。

2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。

【解説】

- ・まちづくりにおける町民の権利として、まちづくりへの参画と情報を知る権利について定めています。
- ・町民は、まちづくりに関して必要な情報を知らないとはできないので、まちづくりに関する情報を知る権利を持ち、そして、まちづくりに参画する権利を持っています。

【町民の意見等(一部)】

- ・まちづくりの目標を共有し、互いの役割を認識して行動する。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

2 町民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重するよう努めます。

3 町民は、近隣とのつながりを大切にし、共に支え合える地域社会づくりに努めます。

【解説】

- ・まちづくりにおける町民が果たすべき責務として、まちづくりへの参画、責任と尊重、共に支え合う地域社会づくりについて定めています。
- ・町民の生活が多様化している状況の中で、まちづくりの活動になかなか参加できない人も、まちづくりの担い手として、できる限り関心を持って、できる範囲で活動に参加するよう努めます。
- ・まちづくり活動の中では、自分の言動に責任を持つだけでなく、自分と違う考えを持つ人についても尊重することが必要です。
- ・班や行政区、コミュニティ組織等、地域の活動に積極的に参加し、人とのつながりを大切にして住みよい地域社会づくりに努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・まちづくりへの関心を高める（高い参加意識を持つ、仕事等に支障がなければ参加する、地域の問題は地域で解決する）。
- ・町民は「まちづくり」に主体的に参加する意識が必要。
- ・隣近所や集落など顔の見える範囲から土台をつくり、みんなで機運を高める。

第2節 議会

(議会の責務)

第8条 議会は、加美町議会基本条例（平成27年加美町条例第 号）に基づき、その役割と責務を果たすため、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めます。

【解説】

- ・町民の代表である議会が果たすべき責務として、開かれた議会運営について定めています。
- ・本町では、議会基本条例の制定に向けて検討されていますので、議会基本条例に基づいて議会の責務を規定します。

【町民の意見等(一部)】

- ・開かれた議会づくり（情報公開、意見を聞く場の設定、若者等が議会を傍聴できる雰囲気づくり、夜間・土日の議会開催等）。

第3節 町

(町長の責務)

第9条 町長は、町の代表者として、公正かつ誠実に町政運営を行います。

2 町長は、町民の参画を推進するため、広く町民の意見を聴き、町政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めます。

【解説】

- ・町の代表者である町長が果たすべき責務として、公正かつ誠実な町政運営と町民参画、説明責任について定めています。
- ・町長は公正かつ誠実に町政を運営するとともに、町政の現場である地域の状況を把握し、町民の意見を町政に反映するよう努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・町民の意見を具体化させる。

(町の責務)

第10条 町は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行します。

2 町は、執行機関内で情報を共有するとともに、相互に連携して効果的に機能を発揮するよう努めます。

3 町は、職員が町民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。

【解説】

- ・町の執行機関が果たすべき責務として、事務の公正かつ誠実な執行と相互連携、職場環境づくりについて定めています。
- ・町は公正かつ誠実に事務を執行するとともに、組織内で情報を共有し、相互に連携を図りながら効果的なまちづくりに努めます。
- ・町は、町民が気軽に話せる場をつくることに努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・縦割りから情報共有による横の連携を図る。
- ・町民が気軽に話せる（相談できる）場、雰囲気をつくる。
- ・町民をたらい回ししない、ワンストップサービスの体制をつくる。
- ・町民と行政の間に距離がある。

(職員の責務)

第11条 職員は、町民との対話に努め、町民と共に考え、町民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めます。

【解説】

- ・ 町政に関する事務を実際に担う町の職員が果たすべき責務として、公正かつ誠実な職務の遂行と能力の向上について定めています。
- ・ 職員は、積極的に現場に足を運び、町民に対して説明をするとともに、町民の意見に耳を傾け、共にまちづくりについて考えるよう努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・ 若い職員も含めて様々な現場に足を運んで地域の人たちと話をする。また、そこで情報発信と収集をする。
- ・ 地域では職員の積極的な活動を求めている。
- ・ 職員の意識改革が必要。

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 情報の共有

(情報の提供と共有)

第12条 町及び議会は、町民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する情報を適切な時期と発信手段で、的確に分かりやすく提供するよう努めます。

2 町民は、町及び議会が提供する情報に関心を持つとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である情報の共有と、町民のまちづくりに関する情報を知る権利に対応して、情報の提供・共有について定めています。
- ・町と議会は、情報の受け手を考慮し、広報紙、ホームページ、説明会、懇談会等の多様な手段を用いて情報を町民に提供するとともに、分かりやすい情報の提供に努めます。
- ・町民は広報紙やホームページ等に関心を持つようにするとともに、町と議会に対して情報の提供に努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・町民と行政で情報を共有するだけでなく、お互い情報を認識する。
- ・情報を相手(町民・行政)に伝える。
- ・若者や高齢者、子育て世代など、情報の受け手に合わせた情報発信をする。
- ・情報に公平性を持たせる。
- ・町民一人ひとりが町に関心を持つような情報発信をする。
- ・町民も情報を待っているだけでなく、自分で情報を入手する。

(情報の公開)

第13条 町及び議会は、加美町情報公開条例(平成15年加美町条例第10号)で定めるところにより、公文書を公開します。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である情報の共有と、町民のまちづくりに関する情報を知る権利に対応して、情報の公開について定めています。
- ・本町では、既に情報公開条例が制定されており、実施機関(町長等の執行機関及び議会)が保有する公文書の公開について定めています。

(個人情報保護)

第14条 町及び議会は、個人の権利利益を保護するため、加美町個人情報保護条例(平成17年加美町条例第29号)で定めるところにより、個人情報を公正かつ適正に取り扱います。

【解説】

- ・個人の権利利益を保護するため、個人情報の公正かつ適正な取り扱いについて定めています。
- ・本町では、既に個人情報保護条例が制定されており、実施機関(町長等の執行機関及び議会)が保有する個人情報の適正な取り扱いについて定めています。

第2節 参画と協働

(まちづくりへの参画)

第15条 町は、町民がまちづくりの立案、実施及び評価の各過程において、参画することができる機会の確保に努めるとともに、町民の参画の推進に努めます。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である参画と、町民のまちづくりに参画する権利に対応して、参画の推進について定めています。
- ・町は、まちづくりに町民の意見が反映されるよう、まちづくりの各過程へ参加できるよう努めます。具体的には、アンケート調査への回答、意見交換会やワークショップ等への参加、審議会等への応募、パブリックコメントでの意見の提出などがあります。

【町民の意見等(一部)】

- ・住民の意見を具体化させる。
- ・多くの参加パターン(時間、場所等)を作って実施する。
- ・住民が参加できる範囲(小さな事)で実施する。

(協働の推進)

第16条 町民、町及び議会は、それぞれの責任のもと、役割を分担し、連携・協力して取り組む協働によるまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進する参加の場づくりに努めるとともに、町民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮します。

【解説】

- ・まちづくりの基本原則である協働に対応して、協働の推進について定めています。
- ・町民、町及び議会は、役割を分担し、連携・協力して協働のまちづくりを推進します。協働は、取り組み内容によって町民や町の関わり方が異なり、町民主導、町主導及び双方対等となる場合等があります。そして、協働の形としては、提案・参加、共催、後援、補助、委託等があります。

【町民の意見等(一部)】

- ・「協働」について町民と行政で共通の認識を持つ。
- ・人が集まる場をつくる(世代間交流の場、若者が活動する場、母親が子どもを連れていきやすい場、子育て等の相談ができる場、高齢者が知識と技術を活かせる場)。
- ・様々な人のつながりをつくる。

(まちづくりの担い手の育成)

第17条 町民、町及び議会は、持続可能なまちづくりを進めるため、まちづくりの担い手を育成するよう努めます。

2 町民、町及び議会は、将来のまちづくりの担い手である子どもに対して、まちづくりへの参加の機会を設けるよう努めます。

【解説】

- ・将来にわたってまちづくり活動が継続されるよう、まちづくりの担い手の育成について定めています。
- ・将来のまちづくりを担う子どもについても、まちづくりへの参加の機会を設け、町全体で育成するよう努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・若者が地域に興味を持つ環境をつくる。

- ・子どもの頃から参加できる環境をつくる。
- ・まちづくりに関わる人材を育成する。
- ・小さい頃からまちづくりへの参加意識を高める。

(住民投票)

第18条 町長は、町政に関する特に重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定めます。
- 3 町長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

【解説】

- ・住民投票制度は、住民の賛否の意思を直接確認するための制度の一つです。地方自治法に定める手続きに基づき、住民投票を実施することができることを確認するために定めています。
- ・住民投票を実施するにあたり、投票資格者、投票方法、成立要件など詳細な規定を設ける必要があるため、別に住民投票条例を制定することになります。
- ・住民投票を実施するための発議としては、町長自らが議会に住民投票条例を提案する場合、議員が定数の1/2以上の者の賛成で、議会に住民投票条例を提案する場合、住民においては、有権者の5/10以上の連署をもって、住民投票条例の制定を請求する場合があります。いずれの場合も、議会で住民投票条例が議決されて住民投票の実施となります。
- ・住民投票の結果は、住民の多数意思の表明であることから、町長及び議会は、単に参考とするのではなく、結果を重く受け止め、十分に検討・考慮しながら意思決定を行うこととなります。

第3節 コミュニティ

(地域活動)

第19条 町民は、地域活動（町民の地域的なつながりに基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）の役割と必要性を認識するとともに、その活動に参加・協力し、より良い地域社会の形成に努めます。

- 2 町は、地域活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

【解説】

- ・班、行政区、地区コミュニティ推進協議会等、より良い地域社会の形成で重要な役割を果たす地域活動へ町民が参加・協力することを定めています。
- ・町民が地域活動に参加することを義務付けるものではありませんが、可能な範囲で参加・協力してまちづくりに取り組むよう努めます。

【町民の意見等(一部)】

- ・様々なコミュニティが連携して地域課題を解決する場をつくる。
- ・若者等多様な人たちが担える地域コミュニティをつくる。
- ・地区コミュニティ推進協議会の機能と役割を強化する。
- ・各団体等がどのような役割を持っているのか認識する。
- ・契約講なども大事なコミュニティの一つである。
- ・町民も地域活動を積極的に行うことが重要。
- ・参加する人が決まっている。自分ごとと捉えるようにする。
- ・町民も意識を高め、地域リーダーを中心に様々な活動を行っていく。また、地域の人たちへの参加の呼びかけも重要である。
- ・住民の「自主性」という点について尊重すべき。

(市民活動)

第20条 町は、市民活動（特定の分野に関して町民の関心又は問題意識に基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

【解説】

- ・福祉や環境等、共通のテーマによって設立されたボランティアグループやNPO、市民活動団体等の活動について、その公益的な活動を尊重するとともに、適切な支援を行うことについて定めています。
- ・加美“町民”なのに、“市民”活動としていますが、町内において町内外の住民による自発的・自立的に行われる公益的活動を指す言葉として市民活動といいます。

【町民の意見等(一部)】

- ・様々なコミュニティが連携して地域課題を解決する場をつくる。
- ・各団体等がどのような役割を持っているのか認識する。

第5章 連携と交流

(町外の人々との連携及び交流)

第21条 町民、町及び議会は、まちづくりを効果的に推進するため、町出身者、有識者及び加美町に関心を持つ町外の人々との連携及び交流を深めるよう努めます。

【解説】

- ・まちづくりを効果的に推進するため、加美町出身者、有識者、観光大使、ふるさと納税者、来町者等、町外の人々との連携及び交流を深めることについて定めています。

【町民の意見等(一部)】

- ・まずは縁のある人とつながったり、交流の中から少しずつ応援団を確保していく。
- ・町出身者の会等を活用する。
- ・有識者などからまちづくりに対する提案を受ける仕組みづくり。

(他の自治体等との連携)

第22条 町は、まちづくりの課題を解決するため、他の自治体及び関係機関団体等との連携に努めます。

【解説】

- ・多様化・広域化するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体等と連携することについて定めています。
- ・加美町では、災害時相互応援に関する協定を千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市と締結しているほか、山形県尾花沢市、大石田町、宮城県大崎市、加美町の2市2町で、国道347号「絆」交流促進協議会を設置しています。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第23条 町は、まちづくりの推進状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

【解説】

- ・この条例を、目的の達成状況や社会情勢の変化等に応じて、より良い条例にするために検証し、必要に応じて見直すことについて定めています。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。

3 条例の検討経過

月 日	内 容	
H26.7	<ul style="list-style-type: none"> □まちづくり条例に関するアンケート調査 ➤町民の協働のまちづくりに関する意識調査 ➤調査対象：全世帯 7,904 世帯（回収率 35%） 	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">町民の意見等の集約</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">条例構成案</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 20px;">条例骨子案</div> <div style="font-size: 2em; margin-bottom: 20px;">↓</div> <div style="writing-mode: vertical-rl;">条例素案</div> </div>
H26.9.25	<ul style="list-style-type: none"> □第 1 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤加美町まちづくり基本条例の策定について ➤研修会「まちづくり基本条例について」 	
H26.9.30	<ul style="list-style-type: none"> □第 1 回加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ 会議 ➤加美町まちづくり基本条例の策定について 	
H26.10.11	<ul style="list-style-type: none"> □第 1 回まちづくりワールドカフェ ➤加美町の「10 年後のありたい姿」を思い、描く ～みんなでまちづくりのアイデアを出そう～ ➤参加者 32 名 	
H26.11.28	<ul style="list-style-type: none"> □第 2 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤まちづくりへの住民参加について 	
H27.2.12	<ul style="list-style-type: none"> □第 3 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 (加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ委員も参加) ➤地域課題研究実践セミナー「まちづくり条例から地域創生の展望を探る」への参加 	
H27.3.8	<ul style="list-style-type: none"> □第 2 回まちづくりワールドカフェ ➤まちづくりへの町民参加や協働の仕組みづくり ～若者・女性・役場・議会の立場になって考える～ ➤参加者 23 名 	
H27.6.1	<ul style="list-style-type: none"> □第 2 回加美町まちづくり基本条例策定ワーキンググループ 会議 ➤まちづくり基本条例によるまちづくりのイメージについて、まちづくり基本条例の構成案とキーワードについて 	
H27.6.9	<ul style="list-style-type: none"> □第 4 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤加美町まちづくり基本条例の全体構成・骨格イメージについて 	
H27.7.17	<ul style="list-style-type: none"> □第 5 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)について 	
H27.7.24	<ul style="list-style-type: none"> □加美町まちづくり基本条例策定委員会から町長へ中間報告(条例骨子案) 	
H27.8.9	<ul style="list-style-type: none"> □(仮称)加美町まちづくり基本条例に関する町民懇談会 ➤条例骨子案の説明、意見交換(グループ討議・発表) ➤参加者 28 名 	
H27.8.27	<ul style="list-style-type: none"> □第 1 回加美町まちづくり基本条例策定推進委員会 ➤加美町まちづくり基本条例策定委員会からの中間報告について 	
H27.9.2	<ul style="list-style-type: none"> □加美町議会全員協議会 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)について 	
H27.10.16	<ul style="list-style-type: none"> □第 6 回加美町まちづくり基本条例策定委員会 ➤(仮称)加美町まちづくり基本条例素案(案)について 	